

平成28年第2回(3月)川南町議会定例会会議録(4日目)

平成28年3月11日(金曜日)

本日の会議に付した事件

平成28年3月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 発言の取り消しについて
- 日程第2 議案第19号 平成27年度川南町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第3 議案第20号 平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第21号 平成27年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第22号 平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第23号 平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第5号 西都児湯行政不服審査会特別会計条例を定めるについて
- 日程第8 議案第8号 川南町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めるについて
- 日程第9 議案第15号 西都児湯行政不服審査会の共同設置について
- 日程第10 議案第6号 川南町財産に関する条例を定めるについて
- 日程第11 議案第7号 川南町国営造成施設管理体制整備促進事業分担金徴収条例を定めるについて
- 日程第12 議案第9号 川南町別館条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 川南町武道館条例の廃止について
- 日程第15 議案第12号 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 川南町農村公園条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 川南町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第19 議案第17号 川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託契約締結について
- 日程第20 議案第18号 財産(土地)の取得について

日程第21	議案第 24号	平成 2 8 年度川南町一般会計予算
日程第22	議案第 25号	平成 2 8 年度川南町国民健康保険事業特別会計予算
日程第23	議案第 26号	平成 2 8 年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算
日程第24	議案第 27号	平成 2 8 年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算
日程第25	議案第 28号	平成 2 8 年度川南町下水道事業特別会計予算
日程第26	議案第 29号	平成 2 8 年度川南町介護認定審査会特別会計予算
日程第27	議案第 30号	平成 2 8 年度川南町介護保険特別会計予算
日程第28	議案第 31号	平成 2 8 年度川南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第29	議案第 32号	平成 2 8 年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算
日程第30	議案第 33号	平成 2 8 年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算
日程第31	議案第 34号	平成 2 8 年度川南町水道事業会計予算

出席議員(13名)

1番	蓑原 敏朗 君	2番	中村 昭人 君
3番	児玉 助壽 君	4番	内藤 逸子 君
5番	税田 榮 君	6番	福岡 仲次 君
7番	三原 明美 君	8番	河野 浩一 君
9番	安藤 洋之 君	10番	林 光政 君
11番	竹本 修 君	12番	徳弘 美津子 君
13番	川上 昇 君		

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 荘八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	橋本 正夫 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	永友 尚登 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	三角 博志 君	教育課長	米田 政彦 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	杉尾 英敏 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

午前9時00分開会

○議長（川上 昇君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。全員、議員控室へ移動願います。

午前9時01分休憩

.....
午前9時45分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第1、発言の取り消しについてを議題とします。

ただいま、税田榮君から、3月4日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、お手元にお配りしました発言取り消し申出書に記載部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、税田榮君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

日程第2、議案第19号平成27年度川南町一般会計補正予算（第5号）、日程第3、議案第20号平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第4、議案第21号平成27年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第5、議案第22号平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第6「議案第23号平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、以上5議案を一括議題とします。

本5議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（税田 榮君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案について、その審査結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、議案第19号平成27年度川南町一般会計補正予算（第5号）、議案第20号平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第22号平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第23号平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の4議案です。

3月9日に関係課職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査しました。

議案第19号は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億7488万6000円を追加し、予算の総額を82億5766万7000円にするものです。

総務課への質疑では、地方創生加速化交付金3000万円についても意見が出ました。これは、余熱調査費との説明があり、ハウス等の保温に利用できないか。また、配管や熱の確保等にわからぬことが多く、投資もまだ不明とのことでした。

電子計算費6000万円は、平成27年度中に予算化せよとのことで、通称マイナンバーの連携に伴い、セキュリティ強化のため、インターネット系とL G W A N系に分離することでした。

福祉課は、実績確定と実績見込みによる減額がほとんどで、延長保育は見込みより少なめ、未熟児は増加があり、今後は保育士の募集も難しいと審査に対しての返答でした。

町民健康課は、通称マイナンバーへの質問があり、まだ98枚しか交付していない。その理由は、申請後より約2カ月かかり、その後の処理に時間がかかるとのことでした。

保健衛生総務費委託料の減は、乳児健康診査の実績見込み減と各種予防接種の実績見込み減が主で、これは、出生数の減によるとのことでした。出生数の増加対策を講ずる意見が出されました。

まちづくり課には、消火栓についての意見が多くあり、改修や修繕の費用が問われました。答えとして、道路の形状で費用が変わるでした。また、各別館に設置したA E Dのパッドについての意見では、2年期限で交換するし、スペアも必要であるとの返答でした。

議案第19号は、全員賛成で可決です。

議案第20号平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、保険事業費224万8000円の減額があり、これは、人間ドッグ補助金と特定健康診査等事業費負担金の減額が主です。

意見があり「人間ドッグへの1人の補助金は幾らか」との問いに、上限1万円であり、27年度は18名だったそうです。

審査の結果は、全員賛成で可決です。

議案第22号平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出を350万5000円減額し、総額を15億5081万8000円とするものです。「介護を受けている認定者の数は何人いるか」の問いへの返答は、「839名おられる。川南町の認定率は16.9%で、全国平均より率は低いが必要介護者は多い」でした。

審査の結果は、全員賛成で可決です。

議案第23号平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ102万円を減額し、予算の総額を1億5867万8000円とするものです。

審査の結果は、全員賛成で可決です。

以上、報告いたします。(発言する者あり)

失礼しました。間違いがありましたので、福祉課のところでは19号です。これが「延長保育は見込みがより少ない」で「未満児」のところを「未熟児」と言いました。失礼しました。「未満児」に訂正いたします。

○議長(川上 昇君) 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長(内藤 逸子君) 文教産業常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、議案第19号平成27年度川南町一般会計補正予算(第5号)、議案第21号平成27年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての2議案です。

3月9日において、関係課の職員の出席を求め、提案理由、補足説明を受け、質疑を行い、慎重に審査を行いました。

議案第19、21号の2議案とも全員賛成で、可決すべきものと決定しました。

議案第19号平成27年度川南町一般会計補正予算(第5号)については、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億7488万6000円を追加し、予算の総額を82億5766万7000円とするものです。

農林水産業費は5457万9000円の減額で、新規就農経営継承総合支援事業450万円、農業基盤整備促進事業3750万円、国営土地改良事業638万8000円の事業費が確定したことによるものです。

商工業振興費の報償費6251万7000円は、川南町工場等設置奨励条例及び川南町企業立地促進条例に基づくものです。農事組合法人香川ランチ、宮崎県農協果汁、株式会社宮崎森林発電所への奨励金です。

特産品PR事業4197万8000円は、ふるさと納税が予想を大幅に上回る納税があり、お礼の特産品代と送料です。

土木費は2600万円の減額、さくらが丘住宅二の給水について、近隣の水圧の低下が予想されたので、屋上に3tの高架水槽を設置し、各家庭に給水予定でしたが、環境水道課との協議で、給水しても水圧の低下が起こらず、受水槽で対応可能になったため、建物の基礎杭をPC杭から基礎地盤改良工法に変更したためのものであります。

教育費は、総額2038万8000円の減額計上です。執行残見込み分と入札残による減額です。

議案第21号平成27年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、歳入歳出予算の総額に、それぞれ16万9000円を追加し、予算の総額を1億1648万7000円とするものです。歳入では、分担金及び負担金165万9000円、使用料及び手数料27万6000円、一般会計繰入金176万6000円を減額するものです。

以上で、文教産業常任委員会に付託されました議案について、審査報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論、採決は議案ごとに行います。

議案第19号平成27年度川南町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第19号平成27年度川南町一般会計補正予算（5号）の第3表債務費債務負担行為補正について、川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託変更契約締結について、反対の立場から討論いたします。

川南町学校給食調理等業務委託は、平成27年度一般会計補正予算（第3号）において、限度額を1億1406万6000円と決定されていましたが、入札が行われ委託料が確定されましたので、限度額を9871万9000円に変更されるものです。

学校給食調理業務は、学校給食会の年次計画のもとに、食事に係る状況にも敏感に対応して運営される業務です。学校給食調理業務は、町の給食計画、栄養士の献立方針、調理師の技能が重なり合って完結する業務です。専門業者の請け負い、自治体用語では「委託」とは区別され、本来、直接雇用で行われるべきもので、企業との長期契約など無用な業務との立場から、民間委託には反対です。

食育は教育の基本です。したがって、平成27年度一般会計補正予算について、反対討論といたします。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） これで、討論を終わります。

これから、議案第19号について採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（川上 昇君） 起立多数であります。したがって、議案第19号平成27年度川南町一般会計補正予算（第5号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第20号について採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号平成27年度川南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号平成27年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第21号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号平成27年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第22号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第23号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号西都児湯行政不服審査会特別会計条例を定めるについて、日程第8、議案第8号川南町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めるについて、日程第9、議案第15号西都児湯行政不服審査会の共同設置について、以上3議案を一括議題とします。

これから、本3議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、本3議案は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10、議案第6号川南町財産に関する条例を定めるについて、日程第11、議案第7号川南町国営造成施設管理体制整備促進事業分担金徴収条例を定めるについて、以上2議案を一括議題とします。

これから、本2議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第6号川南町財産に関する条例を定めるについてと、議案第7号川南町国営造成施設管理体制整備促進事業分担金徴収条例を定めるについて2議案でしたね。（「そうです」と呼ぶ者あり）お尋ねますが、最初、この議案第6号についてであります。所管は総務厚生ちゅうこってなんじゃけど、これは、各課にまたがっておりますので一応質問しますが、これは、地方自治法237号に關係する条例のようであります。昨年の細農村公園の目的外費用の件もありますが、この条例を制定してるも執行する側がこれらを認識しとらんかったら昨年のようなことが発生するわけですが、各課に周知させる必要があると思うわけですが、その周知の方法とはどういう方法をとっていくのかと、川南町国営造成施設、議案第7号に關係するわけについてですが、川南の土地改良区の方は老朽しとるかわかるわけですが、この受益を認める基準ちゅうとですかね、それが川南土地改良区の場合は農業用水——田んぼに引くやつだと思ふわけですが、あれも通山に行くとやら唐瀬のほうに行くとやらいろいろあつてすがね、水路が。その修理箇所、上流とかいろいろ箇所があるわけですが、そういうなつたときどういう判断をしていくかやけど、川南原土地改良区全体の受益者で負担していくのか、水路別の受益者で負担していくのか、そこを伺いたい。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、やはり、全職員がこのことをきちんと受けとめて対応していかなければ、条例の実行性もないと思います。それで、まずは、毎月1回行政経営会議というのを役場の中では開催しております。それは、各課長の参加する会議でございますが、そこでの周知徹底を図るということとあわせて、やはり、全職員への条例制定に基づいて普通財産、行政財産を貸し付け、使用許可をする場合には、徹底してこの条例に基づいてやるようにという指示をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○農地課長（新倉 好雄君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えいたします。

議案第7号につきましての納入義務者につきましては、御質問のとおり、国営造成施設を現在管理しております川南原土地改良区と尾鈴土地改良区連合が該当にはなりますが、実際、この事業につきましては、国営施設が経年劣化して軽微な補修工事を必要とした場合の事業でございますので、実際のところは川南原土地改良区が管理しています国営施設——一般的には用水路なんです、を想定しております。

また、利益を求める者の基準でございますが、川南原土地改良区の用水路の補修工事の箇所につきましては、土地改良区の要望により箇所を決めております。

また、分担金につきましても、土地改良区のほうで分担金を支出するように打ち合わせをしておるところでございます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） その議案第7号については、その川南原土地改良区の組合員全員で負担するちゅうことでいいわけですか。箇所は違くて。そうですか。それと、これは老朽したり劣化したり何たりしたときの事業と思いますが、災害なんかの場合でも、やっぱ激甚じゃろうが普通の災害でも100%補助ちゅうこっちゃねえわけですが、当然、分担金ちゅうのが出るか出らんか、どういう状況になつとですか。

○農地課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

御質問にありました、災害復旧事業に関しましても、それぞれ分担金の率が決まっておりますので、その被害状況に応じた、また、施設に応じた分担金を土地改良区より徴収することにしております。

また、この事由につきましては、災害に該当しない軽微な日常管理上の補修箇所を補修できる事業として創設されておりますので、工事箇所、内容につきましては、ちょっと別のものになるかと思えます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） そうなると、尾鈴土地改良区の場合は開閉栓方式をとっとるわけですが、この受益者の判断基準ちゅうとがよ、これは難しいなつてくつとがわけです。裁判

じゃ勝ったかもしれんけど、将来使うちう、設置しとるわけじゃかい、当然、災害の場合で壊れた場合は開栓したんばっかいが、今度は工事の負担金を払うようになるわけですが、そうなった場合、不公平が生じらんかなちのは思うわけですが、そこへんの兼ね合いをどうとっていくのか、町長の判断は重なってくっとやけんどんよ、そこらの判断、町長はどういうふうにつけていく考えですか。

○町長（日高 昭彦君） 基本的には、町民のためになるということを行政としてどこまでやるかという点、もう一点は、今議員が言われる負担金と申しますか、住民のそれぞれの責任という意味があると思いますが、町としてまず考えるものは、町の産業をどうやって守るか、そのために行政が何をすべきかという大枠はこちらで考えたいと思います。その他詳細については、担当課、いろんところで、また、今後の検討が必要かと思っております。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務厚生常任委員会に、議案第7号は文教産業常任委員会にそれぞれ付託します。

日程第12、議案第9号川南町別館条例の一部改正について、日程第13、議案第10号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、日程第14、議案第11号川南町武道館条例の廃止について、日程第15、議案第12号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、日程第16、議案第13号川南町農村公園条例の一部改正について、日程第17、議案第14号川南町道路占用料徴収条例の一部改正について、日程第18、議案第16号公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について、以上7議案を一括議題とします。

これから、本7議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第12号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてと、議案第13号川南町農村公園条例の一部改正についてを伺いますが、これには、12号については（「マイクを近づけてください」と呼ぶ者あり）これは、武道館の使用料がなくなるから改正するようになっておりますが、「武道館の使用料」を削除して、これは学校の屋内施設に新たにミーティングルームに200円で、しないとき200円、使用して240円ちゅうなんになつとるわけですが、これは公立じゃかい、子供の場合にもとつとか、これは一般の人が使うたとき――学校の授業のときにはとれんでしょうが、授業外とか部活関係でもとるのか。これは、一般の人を対象した使用料になるわけですか、この200円と240円の金額は。農村公

園の条例については文言の削除しとるわけですが、当然、244条の規定に沿ってつくられとるわけですが、これを見ると通山農村公園、平下農村公園、塩付ふれあい公園しか載っくらんけんども、あと3つ、4つ残ったけんども、この何は省略しとるわけですか、ほかんと。いろいろ3条、4条は省略しとるわけですね、これは。通山、平下、塩付農村公園の3つしかねえっちゃけんどもよ、これは省略したちいうことでいいわけですか。ほかの農村公園。

○教育課長(米田 政彦君) ただいまの児玉議員の御質問にお答えします。

まず、議案第12号ですが、町長の提案理由でもちょっと御説明をしたんですけれども、武道館で使用されている団体の中に卓球クラブというのがございます。その卓球クラブが、もし、唐瀬原中学校のミーティングルーム、こちら、今唐瀬原中学校の卓球部が部活動で使用している場所なんです、その場所を使用する際にはこういった料金設定をしたほうがいいのかということで、新たに表をつけくわえるものです。

同様の表につきましては、議員御指摘のとおり、武道館条例の廃止に伴いまして表を削除するものでございます。

続きまして、議案第13号の農村公園条例の一部改正の件ですが、この一部改正案につきましては、省略してある部分については議員御指摘のとおり、改正分のみがこちらには表示されておりますので、表の中も通山農村公園と平下農村公園、塩付ふれあい農村公園ということで、この3つの番地、表示が、カンマ(,)が入っている部分と、あとは、通山農村公園につきましては、地番の変更ということで表示してあるものでございます。

以上です。

○議長(川上 昇君) よろしいですか。

○議員(児玉 助壽君) 12号ですけど、200円と240円は学校の部活でも使用料をとるちゅうことじゃねえですね。一般とか部外者ちゅうたらいかんけんども、対象外の人が払うちゅうこってすね。はい。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第9号及び議案第10号、議案第16号は総務厚生常任委員会に、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号は文教産業常任委員会にそれぞれ付託します。

日程第19、議案第17号川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託契約締結について、を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第20、議案第18号財産、土地の取得について、を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 議案第18号財産、土地の取得についてであります。これは通山の農村公園を県から買い上げるもんじゃと思うけど、これは、ずっと県から借ってきたっちゃわい。だから、取得金額では賃借料を払うてきとらせんね、今まで。今ごろ何でかなち思うわけじゃけんどんよ、買うなら買うことはよ買うとればこんげな払わんでいいしよ。倍ぐらいの金額で買うたような感じになっと思って、これは、多分あつこの農村公園はもう20年ぐらいになつてると思うけど、取得金額以上に賃借料を払うとっちゃね。雑種地で俺も土地評価委員じゃねえからわからんけどこんげするかなちのは思うっちゃけん。今まで賃借料を払うてきたっちゃけんどんちゃかい、値切ることはできんかったとね、これはどうんか。同じ値段払うとつた、今さら買う必要もねえこつちやろうけど、今まで借ってきたら。県が今まで売らんちゅう、何で賃借しとつてきたとか知らんけど、今さらち気もすつちやけど、そこはどうなつとつとですか。

○教育課長(米田 政彦君) ただいまの児玉議員の御質問にお答えします。

まず、これまでに支払いました使用料の総額なんです。平成6年から支払いが始まってまして、総額が703万5160円となっております。

今さら取得の必要があるかということなんです。これまでの議会において当該施設の方角性として取得する考えであることをお答えしてきたものですから、そのように準備を進めてきたところです。地元の住民、スポーツ団体、本町にとっても必要な施設ではないかというふうに考えているところでございます。

あと、この金額なんです。この金額につきましては、県の普通財産処分を担当する総務が審議会に議案として審査して、土地の鑑定を行ったあとに適正な価格を設定して、それから、さらに大きく金額を減額していただいておりますので、これがぎりぎりのラインだったということで受けております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 減額したちゅうがよ、これ1600万になるわけじゃがよ、ざっと

計算したら。減額したうちいるかなちゅう思っつつちゃけんどんよ、そこ辺の交渉をどげんしたちゃやろか思うちゅうから、おいじゃったらもうちつと値切ってやるけんどんよ。笑いごっちゃね。1600万ゆうたら、何か1平米1万になる計算になってこいじゃったら。10平米か、1万5000円じゃかい。10平米したらなんか、3坪か。違う。10平米はなん……（「10メートル掛ける」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）2.5（「1.5」と呼ぶ者あり）1.5坪な。高けえもんじゃね。値切ってまけるちゅうことは言わなかったとね。

○教育課長（米田 政彦君） 提示額はこれの4倍近い金額だったんで、4倍を超えてました。それではちょっと厳しいということから、何回か交渉を重ねた結果、何とかこの金額に落ち着いたというところでございます。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、文教産業常任委員会に付託します。

日程第21、議案第24号平成28年度川南町一般会計予算、日程第22、議案第25号平成28年度川南町国民健康保険事業特別会計予算、日程第23、議案第26号平成28年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第24、議案第27号平成28年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算、日程第25、議案第28号平成28年度川南町下水道事業特別会計予算、日程第26、議案第29号平成28年度川南町介護認定審査会特別会計予算、日程第27、議案第30号平成28年度川南町介護保険特別会計予算、日程第28、議案第31号平成28年度川南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第29、議案第32号平成28年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算、日程第30、議案第33号平成28年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算、日程第31、議案第34号平成28年度川南町水道事業会計予算、以上11議案を一括議題とします。

これから、本11議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（税田 榮君） それでは、農林水産業費について質問いたしますけど、117ページの6款1項4目19節負担金、（「議案は」と呼ぶ者あり）すいません。24号平成28年度川南町一般会計予算です。117ページの6款1項4目19節負担金補助及び交付金で、農業の振興、担い手の確保で547万のうちの担い手確保補助金、これが「国の制度に該当しない後継者」とあるんですけど、国の制度に該当しない後継者とはどんな人かの質問と、もう一つは、13節ラズベリーとはどこの大学にその育成を頼むのかということ、それから125ページ、

6款2項2目13節委託料ですけど、森林環境保全直接支払い事業委託料、4カ所の4ヘクタール1688万円の、この4カ所の場所はどこかというのを聞きたいと思います。

○産業推進課長(山本 博君) 税田議員の御質問にお答えいたします。

まず、担い手の件につきましてであります。国の制度に該当しない方ということで予算を上げております。国の制度に該当する方と申しますのが、新規の就農者で45歳未満の方で認定農業者という方で、全く新しく農業を始める方っていうのが国の制度に該当します。本町におきますと、実家が農家でありまして、その跡継ぎの方、その方の対策というものはありませんので、国のほうもありません。そういった方で実家を引き継ぐ方、農業後継者という方で、県外に出ておられる方など帰って来られる方に対して支援をしたいといったところで、今回予算を上げております。

続きまして、ラズベリーの件につきましてであります。宮崎大学と連携協定を結びたいというふうに、今考えております。その中で、今宮崎大学のほう、ラズベリーの研究をしておりますので、それにプラス、またラズベリーを掛け合わせまして、新しい「川南ラズベリー」というものをつくっていききたいというふうに考えております。

最後に、森林環境保全直接支払事業委託料についてであります。ここは、白髭地区で2カ所、白髭原で1カ所、西光原で1カ所、計4カ所になります。

以上でございます。

○議員(税田 榮君) ラズベリーということですけど、このラズベリーというのは一般的に言えばキイチゴなんですけど、これは、昔のキイチゴというのは木になりよったような気がするんですけど、その辺はどういうものでしょうか。

○産業推進課長(山本 博君) 税田議員の御質問にお答えいたします。

議員の言われるように、昔、学校の帰り道とかになっていたと思いますが、そのキイチゴになります。宮崎大学のほうで今研究しておりますのが、滋賀県からのキイチゴになりまして「近江キイチゴ」というものを研究しております。それに新しく、またラズベリーを掛け合わせまして、新しい新品種をつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議員(税田 榮君) これは露地栽培か施設でやるのか両方できるのか、それをお答えください。

○産業推進課長(山本 博君) 税田議員の御質問にお答えいたします。

このラズベリーにつきましては、露地でも施設でも、どちらでも栽培可能であります。ただ、付加価値を高めるためにも、施設のほうでやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 平成28年度川南町一般会計についてお尋ねします。

9ページの総括の地方交付税についてですが、地方交付税が(「マイクを近づけてください」と呼ぶ者あり)すいません。9ページですが、「地方交付税は、地方税収拡大にあわせ減額されることになり、地方税の落ち込み対応して設けられた別枠加算も縮小されることとなります」という提案理由の説明がありましたが、これはどういう意味かお尋ねします。

○総務課長(押川 義光君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

地方交付税算定の中では、税収が算定の基礎の中に入っています。要するに、市町村で税収が多くなれば、その分交付税が——同比率ではないんですが、算定の中では交付税が減るとい分がございす。それだけ国としましても、地方がきちんと自主財源で成り立っていくようにということを言ってるわけですけども、どんどん町の税収がふえてくれば、その分が若干、交付税としては減ってくる。その分をある程度補うために別枠加算という形で、以前から財政措置をされてた部分がございすが、その部分は、今、徐々に別枠加算の国の予算組みが減ってきているという意味でございす。したがいまして、交付税が減り、別枠加算がプラスアルファでなくなってくると、全体の税収は減ってくるわけですけども、現在のところは、まだ国のほうがその部分は27年度並のことで交付をするよという話をしております。ただ、いつ国の予算どりが減るとい分かはわからない状況がございすので、そのあたりを十分見極めながら、今後も健全な財政運営を進めてまいりたいと考えておるところでございす。

○議員(内藤 逸子君) 川南町も交付税に頼ってると思うんです。それで6.4%も減とい分ことで、ふるさと納税なんかふえたからこういうふうになったのかって受けていいんですか。

○総務課長(押川 義光君) 内藤議員の御質問に再度お答えいたします。

今回の6%程度の減とい分ところは、前々年度、平成26年度に国営畑かん関係の一括償還を行ったと、その加算分という形が、昨年度は2億4300万ほど交付税措置された部分でございす。その部分が、今年度は一括償還で、一括で27年度に歳入しましたので、今年度はその部分が目減りしている部分でございすので、ちょっと減り幅が大きくなったのかなとい分ふうには思っております。ですから、通常が今の形で進むのかなと、今の算定の中では、そういうふうには思っておるところでございす。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(竹本 修君) 議案第24号平成28年度川南町一般会計予算につきまして、質問させていただきます。

2点だけを質問しますが、105ページの4款1項6目の合併処理浄化槽設置整備事業補助金とい分ことで、補足説明の中では50基分の1755万4000円とい分ことの計上ですが、これらにつきまして、新築分と、それから既存の改造分と二通りあるんじゃないかと思うんですが、そういうことの内訳、それとあわせて、先だって都農とのし尿処理の関係で合同協議会もあ

りましたけど、し尿処理が浄化槽の部分が非常に多くなってるんじゃないかということでございまして、人口減少する中においてこういった施設の拡充によってふえてるのかなという気はしております。

もう1点は、115ページの6款1項3目の青年就農給付金1800万円につきましての質問ですが、平成27年度におきましては、10件中8件の実績ということでありましたが、それらにつきまして、今回はもう12件ということの申請でございまして、それでは十分にできるのか1点。それと、12名につきまして、できれば、園芸とか畜産とか内容的にわかりましたらお願いしたいと思います。

○環境水道課長(大山 幸男君) ただいまの竹本議員の御質問にお答えいたします。

合併処理浄化槽の補助から単独、汲み取りからの転換ということでございますが、本年度は、毎年なんですけど、大体3分の1が汲み取り単独からの切り替えということになり、3分の2が新築ということになっているようでございます。

詳細の基数につきましては、ちょっと今手元でございませぬので、また準備したいと思います。

それと、もう1点が、衛生組合のほうで汚泥のお話があったと思いますけれども、衛生組合からいただいた資料によりますと、し尿汚泥も減っております、浄化槽でも両方減ってるわけなんですけれども、この辺が合併浄化槽に転換していけばし尿汚泥は減っていくということで、浄化槽汚泥が減っているのはという話があったのかと思いますけれども、下水道の地域の中でアパート等は、27年度3件ほど切り替えがされておりますので、浄化槽から下水道へ、その辺でちょっと下がる要因にもなるのかなと思うんですけれども、年に1回引き抜く浄化槽の汚泥の量に年度で多少の変化はあるのかなというふうには考えております。

以上です。

○産業推進課長(山本 博君) 竹本議員の御質問にお答えいたします。

青年就農給付金1800万についてでございますが、議員の言われたとおり、昨年度は10件の予定に対しまして8件の実績でありました。今年度は12件予定をしておりますが、この12件のうちの8件分というのは、昨年の方8名の方が対象となってきます。残りの4名の方につきましては、今、実践塾に行ってる方がいると思いますが、すいません、その人数を把握してませんが、その新規も含めてプラス4件というふうには考えてございまして、トータル12件というふうには考えております。

平成27年度までが固定型っていう形でありまして、28年度から変動型という形で、若干算定方法が変わってきますので、そういう制度等の改正も行われております。

以上でございます。

○議員(竹本 修君) 合併浄化槽につきましては、中身的には非常にわかるんですが、川南の場合には下水道がありますから、そちらのほうの住宅の増加等につきましては、非常

に結構に値するんだらうというふうに思うんですが、そのラインになりますと、やはり、そういった数字的にはふえてくるのかなという気はしております。この分につきましては、既設のものの改造は少なくなってくるんじゃないかと思うんですが、新築の分についてはふえる部分の要素もあるのかなという気がしております。これにつきましては、注意深く監視はしていきたいというふうに思っています。

青年就農給付金につきましては、8名の方につきましてはそれはわかるわけですが、あと4名の方につきましても、やはり、町としての認識の中で対処していただいて、少しでも川南の第1次産業の活性化ということになるとすれば、やはり、そこらあたりは力を入れていただきたいというふうに思っております。

答弁は結構です。ありがとうございました。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(林 光政君) 議案第24号平成28年度川南町一般会計予算、9款消防費ですけど、1目の非常設備消防費ってありますページ147の中ほどに、町村総合事務組合負担金とあります。これは、もちろん5町1村のことかと思えますけど、事務所はやっぱ役場内にあるのか。そしてもう一つ、金額の545万円とありますけどもこれは人口割なのか。そしてもう1点、下から2行目の消防団中級幹部研修とありますが、この中級幹部というのは、部長かそのあたりを指すのか教えていただきたいと思えます。

○まちづくり課長(永友 尚登君) まず、町村総合事務組合負担金ですが、これは県内の町村総合事務組合で、町村会のほうで事務局を置いておまして、消防団員の退職金に係る部分で事務取り扱いをいただいております。

それから、消防団中級幹部研修負担金につきましては、部長以上のこういった幹部研修に要する負担金であります。

以上です。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(徳弘 美津子君) 1点だけお伺いします。

議案第24号平成28年度川南町一般会計予算の61ページの2款総務費1項総務管理費6目企画費の中の中段あたりにありますが、定住促進持家取得助成と新婚家庭の家賃助成で、これはもう今までも続いておりましたが、今年度については、持ち家については町内業者と町外業者の採用も受けるということですのでその内訳と、あとはこの2つの補助金に対しては、特に今までと変わらない助成の仕方をするのか、その業者以外抜いた。そういうのがあるかどうかちょっとお伺いします。

○まちづくり課長(永友 尚登君) 何点か変更の要素があります。

まず、今回、この持ち家と新婚家庭につきましては、基本的に振興班に加入している方を限定しております。それから、これまで上限50万円だったんですが、今回から建物価格の

3%、上限30万円ということで取得助成をしております。

これは、町内業者の場合には現金で交付、町外業者については15万円を商工会商品券で、残りを現金で交付することにしております。それから、30万円に抑えておるのは、特に、若者夫婦の加算を多く考慮しておりまして、これまで夫婦ともに40歳以下の夫婦に商工会の商品券10万円を加算しておりましたが、今年度より90歳以下20万円、80歳以下25万円、70歳以下30万円、61歳以下で35万円というふうに乗せをすると、そういうことになっております。それからさらに、東児湯の高速道路が開通した関係もありまして、やはり、定住促進を促す意味で、郡内、郡外の通勤補助を考慮しております。これは、郡内の場合月額3千円、郡外の場合月額5千円の通勤補助を3年間にわたり交付するものです。

それから、新婚家庭につきましては先ほど申しましたように、振興班へ加入している部分を変更点にしております。

それから、助成内容については、通勤補助も追加するようしております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ちょっと気になりますのは振興班に加入ということですが、まず1番は、基本的に受け皿である振興班が、例えばその地域によって必ず受け入れてくれるという見込みがあるのか。結局、自分たちは入りたいんだけども入れないという現状があるっていうのも多々あるんです。そこあたりがきちんと行政として責任を持って加入することができるのかだけお聞きします。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 議員がおっしゃるように、自治会加入問題については、いろんな振興班によって温度差といいますか、総会のとくにしかそういった加入を認めないとか、いろんな措置の仕方がありましていろいろだと思うんですが、これまで2年間、今年度、昨年度と自治会の館長、また運営委員の方々とのヒアリングを行いました。それと、加入促進についての強化月間ということで動いていただきましたが、何せ、自治会加入のメリット、デメリットが見えてこない、それから、特にこういった新しく家を建てられたところは加入する術がないというようなことで、行政としてこのまま放置しておきますと、特に若い世代の方々が家を建てられますと、これから数十年間は未加入の状態が続くような自体が懸念されます。そうしますと、今以上の未加入者がふえていきますので、そこら辺を考慮しまして、加入促進ということで何らかの手を打っていかないと、このまんまいきますと以前のような状況になりますので、そういったことで、積極的に——加入までの時間的に時間を要する部分もあろうかと思いますが、ここを乗り越えていかないと、自治会未加入の問題は進んでいかないんじゃないかなと思っておりますので、そういうことでこの1項を入れさせていただきます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） もちろん、何かの手だての中でこういう補助金助成を受ける場

合は、そこが絶対条件になると思うんですが、実際、例えば、新築の家の場合も振興班に加入ということが前提ですね。私も、うちの周辺でもすごく家ができてるんですが、実際、私も振興班長ずっとやっていますが、新しい家が来たからといって情報も特に来ないので、何かそのままになってしまっていて行きにくくなってる状態があるんです。実際、行政と加入する窓口と自治公民館館長さんの動きと振興班の動きが一番重要だと思うんですが、そのあたりの動きが2年間見てるけども、全く私のほうにこの範囲の中で新しい人がいましたよってこともない。だから、そこ当たりがやっぱり、みんなやっていこうっていう気迫もないし、私たちももちろんいけなかったんですが、特に新しい新婚世帯の方たちが、本当に振興班に入れるかどうかというものを、やはり、行政と地域と一緒に本当に、してやらないと難しいのかな、ただ、ぶらさがりだけで、定住促進やってますよって言うても、現実的に入れない状況があるようでは、ただ補助金でまいてるだけの世界かと思えますけど、そこ当たりをどのように考慮しますか。

○まちづくり課長(永友 尚登君) 議員がおっしゃるとおり、なかなかそのとかが見えてこない部分もありますが、やはり、先ほど申し上げましたように、ヒアリングのなかで、そういった方々の未加入というのが年々ふえていると。それと、自治会に加入してなくても別に困らないというようなこともおっしゃられるということで、何とか行政のほうでそこら辺のところを考慮してもらえないかということもありました。

それで、過去3年間についてはその1項は設けておりませんでしたので、そういった御意見等もいただきながら、今年度から窓口のほうにこういった申請に来られますので、あとの申請者に対してそういったフォローをしながら、自治公民館との連携を取りながら、一歩ずつではありますが、そういったサービスといいますか、そういったことを進めて行く上で自治会未加入問題に前向きに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(中村 昭人君) 議案第24号平成28年度川南町一般会計予算、2款1項6目、同じ内容であります。定住促進持家取得助成事業、この内容で、先ほどもありました差を設けるといって、商品券と現金とで渡すということであるんですが、実質、その持ち家を取得された方に対しての、言えば、町内業者を選んだ、町外業者を選んだときの金額的な差というのは出てこないということの理解でよろしいのでしょうか。

○まちづくり課長(永友 尚登君) 金額的には総額30万円ということで変わりございません。ただ、差を設けるといいますか、残り30万円のうち半分を15万円でお渡しするということは、なるべく町内での消費、町内でそういったお金が回るように、そういうことで考えてこういった差を設けてるわけでございます。

ちなみに、平成27年度においては町内業者15件、町外業者26件ということで、今のところ

まだ、3月2日現在なわけなんですけど、やはり、比較的町外業者のほうが多いというような結果が出ております。

以上です。

○議員(中村 昭人君) その持ち家を取得される場合にどこの業者を選ぶかっていう中で、町外のほうが安いから町外の業者を選ぶということで、ちょっと、この助成事業を見たときの差額って見たときに、町内業者を選ぶあたりで町外のほうが安かったときの差額を幾らかでも助成で埋めるといような意味合いがあるのかなというふうに私認識したんですけども、そういうふうな町外業者、町内業者を選定する上での差を設けるっていうことに対しては、この中では考えてられないんでしょうか。

○まちづくり課長(永友 尚登君) 今回の場合は、先ほど申し上げたように、町内でのそういうお金が循環するよというので、そういう部分で配慮しておりますので、実質、金額の差は設けておりません。

以上です。

○議員(中村 昭人君) はい、ありがとうございます。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(安藤 洋之君) 議案第24号、ページ数でいきますと67ページです。2款1項11目です。ごみステーションの敷地内設置助成金の内容を教えてくださいというのが1点と、多分、以前勉強会をしたときのごみステーションの内容と、若干変わってきてるのかなと思っております。

それと、その下の自治公民館活動交付金というのがございますが、これも運営委員制度が今年で廃止されることよっての活動費交付の見直しの部分かなと思っております。どのよに交付されるかを教えてください。

それと、自治公民館独自事業補助金というのがございますが、自治公民館の独自事業の補助金が、多分予算化されてるんだと思いますが、この説明もよろしく願います。

以上です。

○まちづくり課長(永友 尚登君) 今年度、まず、ごみステーションは、先ほど申し上げた持ち家取得と並びまして、実質的に自治会未加入問題に対応する部分でありまして、特に、先ほどから申し上げてるよに、持ち家を持たれたとこ、団地化してありますが、そういうところが丸ごと自治会に未加入っていうとこがございます。

それから、これまで行政のほうで——以前も御説明したかと思いますが、片方で自治会未加入問題に取り組みながらもごみステーションについては5戸以上の申請があれば、ごみステーションをどんどん設置していった経緯がございます。そういう中で、これは相反することを行政がやっていた部分もございますので、何とか考え方的にそういうとこを解消していこうというこで一策で設けております。

現在のところ、これは、今年度におきましては、上限を12万円、5分の4の助成を考えております。ですから、5分の1を御負担していただくというようなことを考えております。

今年度につきましては、試験的に25カ所ほどを考えておりますので、やはり、これまでのなかった分を設置していこうということで考えております。

それから、自治公民館の活動交付金について、この件につきましては先ほどお話がありましたように、運営委員の部分を条例廃止しておりますので、その分を措置をさせていただいております。

それから、自治公民館独自事業補助金240万円につきましては、各自治公民館でそれぞれの地域にあった独自事業を考えていただきながら、地域の特性を生かした事業を展開していただきながら、最長で5年間の――表現としては積み立てということになるかと思いますが、そういった積み立てをしながらでも最長で5年間、そういった積み立てをして、いろいろな事業の展開をしていただく、そういったことを考えております。

内容的には、地区の自治に関する事業であつたりとか、住民の健康及び福祉に関する事業、それから、住民の教養の向上に関する事業、住民の親睦融和を図るための事業、それから環境の浄化整備に関する事業、青少年の健全育成及び非行防止に関する事業、産業の振興に関する事業、体育及びレクリエーションに関する事業等、ほかにもございますが、そういった事業について柔軟な補助金として各自治公民館の活性化、それから、これからますますそういった地域の創生といいますか、そういった部分を活性化していこうという部分でございます。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（三原 明美君） 議案第24号平成28年度川南町一般会計予算、99ページ、3款3項1目13節委託料389万5000円、災害時要援護者システム委託料、これは为什么呢。

それともう1点。101ページ、4款1項1目20節児童福祉子育て支援の充実の中でありませ、特定不妊治療助成金と一般不妊治療費助成金の実績は上がってますでしょうか。

以上です。

○福祉課長（篠原 浩君） 三原議員の御質疑にお答えいたします。

災害時要援護者システムの委託料についての御質疑でございますが、これにつきましては、平成23年度に介護認定者情報であつたり身体障害者情報、例えば精神障害者の情報であつたり、療育手帳の保持者、難病者等をシステムの中に導入しております。23年度に導入して5年ほどたつということで、システムのサーバーの更新時期が来ておりますので、その部分を今回更新するということで委託料を計上しているものでございます。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） わかりました。

○町民健康課長(三角 博志君) すいません。実績と内容ということでよろしかったでしょうか。

○議員(三原 明美君) 特定と一般の件数です。

○町民健康課長(三角 博志君) 只今の御質問にお答えいたします。

特定不妊治療費の助成金は11組分、それから、一般不妊治療費等助成金は6組分、それぞれ金額にしますと、特定不妊治療費助成金を15万円、それから、一般不妊治療費助成金を10万円をみております。

以上でございます。

○議員(三原 明美君) これは、28年度の実績が、特定が11で一般が6ってことですね。実績ですよ。計画ですか。計画。27年度のあれはないんですよ。

○議長(川上 昇君) これは28年度の予算だから。

○議員(三原 明美君) わかりました。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 議案第24号平成28年度川南町一般会計予算の123ページ、6款農林水産業費の国営土地改良事業費じゃけんども、この一番下段になるわけですか、尾鈴土地改良区運営費補助金1563万2000円ですが、尾鈴土地改良区の運営は、受益者の公課で運営費を賄うようになっておりますが、まだ、福岡議員の一般質問でもありましたが、今後、この3つを使う営農を確立して水を使うこせん限りは、ずっとこの金額、ひよっとしたら上回るかもしれんですよ、多くなったら。まだ工事が終わっとらんから。そうした場合には、これは健全な営農体系じゃねえち思うわけですが、これが毎年毎年こういうなんを補助しとちこつになつと、会計監査上にも問題があるけんども、費用対効果の面で非常に問題があつと思うわけですが、町長。町長がもう政策的にこれはどうにか考えちいかな、この補助金1563万、大体、毎年このぐらいは出していきたい場合は、20年したら3億円になるわけじゃがよ、ちゅうことは、これは負の財産になる可能性もあっちゃけんどんよ、水を使う営農の形態をいかにしてつくっていくとか町長にお伺いいたします。

○町長(日高 昭彦君) 今、議員御指摘のとおり、いかに水を使った農業形態を我々は構築するか、提案するかというのが一番の課題だと思っておりますし、土地改良区に関しては、基本的に、やはり、自主、独立ということが理想でございます。

○議員(児玉 助壽君) これは、組合の運営補助金ちなるわけですかいよ、もし、JA尾鈴で、漁協でこういう補助をせんらんような状況になる可能性があるわけですがよ、こういう補助をしとつたら。やっぱ、そういうならんようなためには、町長も町政運営方針で自律自走の精神ち、それをうたつとつたわけですが、そういうことからして、健全な土地改良区の運営していかなと思わけですが、健全な運営をするためには、やっぱこの水を使った農業をするなんでもよ、地区外からでん、町外からもこういう施設整備しとつて、町外の人

に対して、水を使うような農業をやってみらんかちうようなPRの仕方もあるのではねえどか
いと思うわけですが、町長。そこ辺のとも含めて、今後、この補助金を余り出さんような
町政を運営していくべきやと思うわけですが、そこ辺のとこどうPRしていくか、町長の考
えを一つお聞きいたします。

○町長(日高 昭彦君) 本当に御指摘のとおり、いかに健全な運営をしていくかというのが
第一の目的であります。そのために、今言われる水を使った経営をしてどうなるかという
PR、まだ事業としては完結しておりませんが、当然、そういうのを念頭に入れながら、
今後、議員の皆さんとも相談しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員
会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は各所管事項別に、
それぞれ所管の常任委員会に、議案第25号及び議案第29号から議案第31号、議案第33号まで
は総務厚生常任委員会に、議案第26号から議案第28号及び議案第32号、議案第34号は文教産
業常任委員会にそれぞれ付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願
いします。

午前11時19分散会
